

1 開催日時等

- (1) 日時：令和6年11月13日（水）午後2時～午後3時10分
- (2) 場所：郡山市こども総合支援センター2階 研修室

2 出席者

(1) 委員

- 佐野 孝治 （福島大学副学長）【委員長】
- 伊藤 江梨 （伊藤江梨税理士事務所 税理士）
- 吉津 健三 （きつ法律事務所 弁護士）
- 仙頭 紀明 （日本大学工学部 教授）
- 袖林 淳 （国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所副所長）

(2) 事務局及び発注所属

- ・市事務局
財務部長、財務部次長、契約検査課長、同課長補佐、同課工事契約係長、同課同係主査、同課契約管理係長、同課同係主任
- ・市上下水道局事務局
上下水道局長、上下水道局次長兼総務課長、同課契約係長、同課同係主査
- ・市発注所属
環境部次長兼環境政策課長、同課原子力災害対策係長、建設部次長兼道路維持課長、建設部次長兼建築課長、建設部道路維持課主任技査兼維持管理係長、同課同係主任、建設部河川課課長補佐、同課事業係長、建設部建築課課長補佐
- ・市上下水道局発注所属
水道施設課長、同課整備係長、下水道保全課管路維持係長

3 議事

(1) 本市及び上下水道局発注の建設工事等に係る入札等について

＜審議概要＞

- ・佐野座長が、事務局へ案件に関する説明を求めた。
- ・市事務局：契約検査課長から市資料1-1～1-3及び資料3-1に（P.1～11及びP.62）に沿って説明
- ・市上下水道局：上下水道局次長兼総務課長から上下水道局資料1-1～1-4（P.41～45）に沿って説明
- ・佐野座長が、抽出委員である袖林委員へ建設工事に関する審議案件の抽出理由について報告を求めた。
- ・袖林委員から、市資料2-1（P.12）、上下水道局資料2-1（P.46）及び資料4-1（P.64）に沿って以下のとおり案件抽出について報告

○郡山市発注工事

制限付一般競争入札

市－7：契約金額が最も高かったため。

市－16：落札率が最も高かったため。

指名競争入札

市－223：契約金額が最も高かったため。

市－250：有効率が高く応札業者も比較的多かったため。

○上下水道局発注工事

制限付一般競争入札

水－18：契約金額が最も高かったため。

指名競争入札

水－58：有効率が最も低かったため。

随意契約

水－77：対象案件が1件のみであるため

- ・各案件に関し、委員から質問があり、事務局及び発注所属において回答

≪各案件に係る質疑応答≫

・制限付一般競争入札

市－7 河川改修工事（準用河川徳定川（学園区間））

（市資料2－2、P.13）

【仙頭委員】

1回目の応札額がすべて最低制限価格未満だがその理由は何か。

【契約検査課長】

理由となると当局でも申し上げようがないが、1回目はすべて最低制限価格未満であり、予定価格に対し89.17～91.72%の間での応札であった。

最低制限価格は予定価格に対し91.76%であるのに対し、1回目の一番最低制限価格に近い応札額は91.72%と0.04ポイントの違いというギリギリの状況であった。

【仙頭委員】

落札したい工事の競争が非常に働いたということか。

【契約検査課長】

そう捉えている。

前回の会議でも説明したが、令和4年4月に国の算定基準の変更に合わせて最低制限価格の設定方法を変更したが、その際に算定基準をウェブサイト等で公表した。

設定範囲を予定価格の82～92%とすることも公表していることから、応札業者が最低制限価格の率を自社の設計額に当てはめて計算した結果だと考えている。

【吉津委員】

このようなケースは、それなりの件数が現場で起きているのか。

また、1回目に全者最低制限価格未満であるにもかかわらず2回目は辞退するという行動がよくわからない。

【契約検査課長】

まず、2回目に辞退するケースについてだが、1回目の開札は午前中であった。

1日に何件も開札をするので、2回目に移行する場合、開札は午後からというかたちをとっている。

今回辞退した業者は次に開札した案件の落札者であることから、自身の落札状況から辞退したと考えられる。

また、最初の質問についてだが、1回目で全者最低制限価格未満になっている案件数について正確に把握していないが稀にある。

【吉津委員】

以前の会議でも少し触れたが、最低制限価格制度があることは分かるがもったいない。

1回目の開札で「全者安すぎるから落札できない」といって、2回目はもう少し金額を上げるとなると、入札の本質とずれていると感じる。

【伊藤委員】

同感である。

くじ引き要素が強い今回の状況では、業者にとっても市にとっても合理性がない。

最低制限価格の率の設定の仕方などで合理性はとれないのか。

【契約検査課長】

いただいたご意見についてだが、本市では最低制限価格制度が始まって以来、随時見直しをかけ今日に至っている。

その間、国でも調査基準価格を都度上昇させる見直しを行って今に至っており、地方公共団体に対しても同様の取組みを要請してきている。

また、本年6月には「担い手3法」の改正があり、建設業界の課題である「担い手確保」のための「働き方改革」や「処遇改善」について公共工事から加速していくということが叫ばれている状況である。

特に元請業者から下請業者に至る適正な労働賃金の行き渡りが課題と言われており、最低制限価格を下回る入札が多いことを理由として国の基準を下回る見直しをするには、慎重な検討が必要であると考えます。

【仙頭委員】

先ほどくじ引き的要素があるという話があったが、経営者側から見ると不確定論理であると感じた。

災害等があった際に市の建設業者の活躍が必要となる中で、その業者の健全な経営に結びつくのか。

くじ引き的要素が強いと、運が悪くて落札できなかったということが起こりうる。

今は企業努力でうまくいっているのかもしれないが、長期間安定的に経営を維持していくという観点から市として何か考えはあるのか。

【契約検査課工事契約係長】

入札方式には「一抜け方式」というものがあり、同日同業種の開札があった場合、落札した業者は次の案件に参加できないという方式がある。

また、手持ち制限というものがあり、1億円以上の工事であれば、S等級、A等級などの等級に応じて担当できる工事の件数に制限を設けており、偏りのないよう対応している。

・制限付一般競争入札

市-16 郡山市男女共同参画センター長寿命化昇降機設備工事
(市資料2-3、P.26)

【伊藤委員】

なぜ1者しか入札できないような案件になっているのか。

【契約検査課長】

本件は一般競争入札であり、設定した参加条件に合致している業者が応札をするというものである。

本件の資格要件は27ページのとおりだが、本市の「機械器具設置工事」に登録があること、総合評定値が1,100点以上であること、同種同規模工事の施工実績があることなどとしており、

それらの要件を満たす業者を6者想定していたが、結果、申込みは1者であった。

なお、市内業者で要件を満たす業者はいなかったため、特に所在地要件を設定していない。

【建設部次長兼建築課長】

ただいまの補足になるが、今回、昭和57年に設置したエレベータの改修工事である。

42年経過しているので、当初、総取替えで考えていたが、エレベーターの昇降物の大きさが変わってしまうことから、枠等の既存のものをリユースするというかたちで進めた。

先ほど6者想定しているとあったが、どうしてもエレベータの枠に合う出入口の大きさが各メーカーでそれぞれ決まっており、他のメーカーでは合わないというところで手を挙げにくい状況であったと考えている。

【袖林委員】

別なメーカーの取扱業者でも落札できるということは、仕様書や図面等を見れば記載してあるのか。

【建設部次長兼建築課長】

おっしゃるとおりである。

今回、枠は再利用となるのでそれに合致するものはどれだけあるのかというところもあるが、一般的には各メーカーで大きさが違うと言われている。

【袖林委員】

見る人が見れば日立ビルシステムが一番合致しているかもしれないが、取替えだから大きさをクリアできれば別メーカーでも対応可能という仕様書になっていたということか。

【建設部次長兼建築課長】

おっしゃるとおりである。

【佐野座長】

長寿命化という工事が増えていくと思う。

エレベーターの改修工事においてはこのようなことは一般的に起こりうるのか。

枠はなるべく再利用するということになると既存のメーカーが合致することとなり、それは競争というよりは随意契約に近いように感じる。

枠を再利用するということはコストが安くなり良いことだとは思う。

【伊藤委員】

応札段階で応札者は自分のほか何者いるかは分かるのか。

【契約検査課長】

応札者側には分からないようになっている。

・指名競争入札

市-223 安積市営住宅1号棟エレベータ改修工事
(市資料2-4、P.37)

【伊藤委員】

こちらは元々は東芝エレベータ製なのか。

【建設部次長兼建築課長】

おっしゃるとおりである。

【伊藤委員】

エレベーター関連だと大手参入者しかいないので、暗黙に他のメーカー取扱者では入札に参加できないというような雰囲気を多少感じる。

【建設部次長兼建築課長】

先ほどの案件と違う点は、こちらは平成18年に設置されたものであり、現行の建築基準法が当時設置した時よりも厳しくなっており、地震感知のシステム等を付けるようになっている。

今回は昇降機等については基本的には既存のままとし、いわゆるシステム関係の改修及びワイヤーのよれ防止といった耐震化をするかたちであるため、どうしても当該メーカーしか手を出せない内容であった結果、1者しか参加できなかったものと推察している。

【仙頭委員】

そうであれば、最初から随意契約とする方が、入札コスト等を見れば合理的に感じる。

【契約検査課長】

入札契約においては、参入する可能性が考えられる場合には競争入札が基本と考えている。

今回2者辞退しているが1者の辞退理由は「他社製のエレベーター改修工事であったため」としているが、もう1者は「技術者の配置が困難である」とのことであった。

逆説的に言えば、配置可能な技術者がいれば、本件へ参入できたものと考えている。

【佐野座長】

エレベーターの改修に限って見た時に、他社のエレベーターに切り替わった例がどのくらいあるのか。

1件も事例がないのであればそもそも競争入札に適さない可能性がある。

新規設置の場合、メンテナンス・改修等も含めて落札できたとメーカーが考えているのか、途中でものが切り替わる可能性があるのか、切り替わった例があれば一定の競争入札の意味があると思われる。

市としては競争の場を確保しなければならないので随意契約にしなくてもかまわないと思うが、切り替わった例がないのであれば果たして競争させる意味があるのかと問われる可能性がある。

【袖林委員】

今回、3者による指名競争入札だが、先ほど辞退理由について説明があったが、施工する能力がある業者だから指名されていると思うが、そこはお金がかかる、技術者がいないということで辞退になったということでしょうか。

【契約検査課長】

おっしゃるとおりである。

【伊藤委員】

基本的に入札をした方が様々な業者の参入が可能であるという中で、先の案件と今回の案件が高い落札率で受注されるのはいかなるものかと感じる。

多くの業者が参入し、より安く施工できた方が適切な競争状況を確保できると考える。

・指名競争入札

市-250 古屋敷新線 側溝工事

(市資料2-5、P.39)

【袖林委員】

10者指名して1者辞退し、2者が1,000円単位まで同額の入札金額であったためくじにより決定とあるが、単価も数量も公表されてきている中で、1,000円単位まで正確に設計できるような工事であったということか。

【契約検査課長】

おっしゃるとおりである。

【伊藤委員】

建設業はかなり苦しい状況であるという話をよく聞かすが、入札全般を見た時に、1件あたりの入札希望者が増えているといったような業者の競争姿勢の強まりは感じるか。

【契約検査課長】

指名競争入札においては、設計金額に応じて指名業者数を定めた要綱がある。

本件はその要綱に照らし合わせ10者指名している。

一般競争入札であれば、条件に合致していれば何者でも参加できるので、応札業者がかなり増えることもあるといった違いがあるが、工種により参加者数にばらつきがある。

舗装工事やとび・土工・コンクリート工事に登録されている入札参加有資格業者が多いことから、舗装工事や側溝工事の案件になると30~40者手を挙げてくることもある。

・制限付一般競争入札

水-18 配水幹線更新工事（県道 長沼喜久田線外）

（上下水資料2-2、P.47）

【伊藤委員】

金額が大きな工事だが大規模なものなのか。

【水道施設課長】

管径が800mmあり、水道管としては比較的大きな金額の工事となる。

【仙頭委員】

この管は地震に強い仕様という理解でよいか。

【水道施設課長】

おっしゃるとおりである。

耐震性のある管に入れ替えるということである。

【佐野座長】

従来の管よりも金額は大きくなるが、耐震性は高まるということか。

【水道施設課長】

おっしゃるとおりである。

当該箇所には、昭和45年設置の600mm管と昭和51年設置の450mm管の2本が入っているが、ダウンサイジングし1本化するということで800mm管を入れるものである。

地震の際は管と管のつなぎ目が抜けてしまうことが多いことから、管の継手も耐震性の高いものを使用している。

【伊藤委員】

この工事は、単純に言えば掘って古い管を外して新しい管を入れるだけということか。

【水道施設課長】

今回300~400mの区間であるが、新しい水道管を入れていき、ある程度の長さになった段階で水の流れを切り替え、古い管を撤去するという内容になる。

【袖林委員】

図面を見ると民家が多く県道もあるので、施工が難しい案件なのか。

【水道施設課整備係長】

県道を横断する部分があるが、主たる施工場所は市道に入っていた場所なのでそこまで難しくはなく、日中に作業することができる。

通行止めについては、一部制限をかけるところもあるが、交通規制をしながら実施する。

【仙頭委員】

設置する深さはどのくらいか。

【水道施設課整備係長】

舗装面から1.3m管上に布設する予定である。

・指名競争入札

水-58 小原田貯留管流入調整堰設置工事
(上下水資料2-3、P.57)

【袖林委員】

本案件は10者中1者辞退、応札額も最低制限価格と予定価格の上下にばらついているが、その理由について何か分析しているのか。

【総務課契約係長】

本案件は2者が最低制限価格未満、6者が予定価格超過、1者のみ範囲内で応札したという状況である。

辞退した1者の辞退理由については、その記載がないことから不明だが、入札の際に提出された「工事費内訳書」を見ると、高い金額で応札した業者は、共通仮設費、現場管理費、一般管理費が軒並み非常に高く積算しており、業者によりかなり差があった。

本案件を競争して落札するというよりは「この金額なら受注できる」という視点での応札額であったという印象である。

また、低い金額で応札した業者については、積算内容がそこまで変わらなかったことから、落札できるよう積算した結果、少し下回ってしまったという印象である。

【吉津委員】

工事に係る部分は皆大体同じような積算だが、着工費というコアな部分で会社の利益の見込んだ結果、金額が高くなったと私は理解したが、387万7千円の予定価格に対し、720万円という倍ほどの金額での応札は不誠実であると感じる。

一昔前までは指名競争入札において指名された業者は「指名してもらえてよかった」と感じているといったものが私の感覚としてあった。

【佐野座長】

今回辞退した業者は、先に審議した案件でも辞退していた。

手持ちの案件が多く、たまたま辞退が重なった可能性もあるが、等級で見ると当該業者がCであり、他の業者はAやBが多い。

等級の問題は特に関係はしないのか。

工事のレベルとしてCだと少し難しいものであったのかと感じる。

【契約検査課長】

先に審議した案件における辞退届には、手持ち工事の関係という理由が記載してあった。

・随意契約

水-77 下水道管改築工事(その1)
(上下水資料2-4、P.59)

【伊藤委員】

業者選定の理由に「早急に現場対応が可能である」とあるが、当該業者以外は選定されなかった、当該業者であれば早急に施工できるということに至った理由は何が。

【下水道保全課管路維持係長】

当該箇所の近隣に事務所を構える業者全てに電話をし、緊急的に施工できるかを確認した結果である。

【伊藤委員】

施工場所から近い順に電話連絡したのか。

【下水道保全課管路維持係長】

地理的要件だけでなく、掘って埋める作業ができるかどうかの施工能力も考慮している。

【佐野座長】

資料には「本箇所本管の接続部に不良箇所を見受けられ」と記載されているが、これは施工の問題で不良箇所が見受けられたのか、それとも経年劣化により見られたのか。

【下水道保全課管路維持係長】

施工当時は分からなかったが、水の流れに異常がありカメラで確認したところ、管の太さが合わないままジョイントされている状態となっており、管の隙間から土が流出して陥没のおそれがある状況が見受けられたものである。

【佐野座長】

当時施工した業者に補修を依頼できなかったのだろうか。

施工ミスとまで言える内容なのかどうかはわからないが、当時施工した業者を除いて別な業者に依頼するという点が気になった。

【下水道保全課管路維持係長】

当初施工が平成10年代半ばであり、補修等の期間が過ぎていたため、このように対応した。

【伊藤委員】

5月29日に見積合せをしているが、事案が発生したのはいつ頃だったのか。

また、事案が発生してから施工まではどのくらい時間がかかるものなのか。

【下水道保全課管路維持係長】

2週間程度である。

・制限付一般競争入札

市－1 郡山市除去土壌等搬出作業等業務委託（R6－住宅追加分その1）

（資料4－2、P.65）

【伊藤委員】

除染案件だと規模の大きい会社が参加しているイメージがあるが、これは参加要件が厳しいからこのような参加者数になったのか。

【契約検査課長】

令和2年度からこの業務を実施しているが、その当時から参加要件に変更はない。

【伊藤委員】

除染だと入札希望業者がかなり集中していたように記憶しているが、もうそのような状況ではなくなったということか。

【環境政策課原子力災害対策係長】

発注件数については最盛期に比べてかなり少なくなり1件の発注でまかなえる状況になったが、この業務は市民の方の自宅に入り作業をするという内容なので、信頼性のある業者に請け負っていただきたいことから、当初から参加要件を変えていない。

【袖林委員】

工期が12月ということは、現在施工中の工事ということでよいか。

【環境政策課原子力災害対策係長】

おっしゃるとおりである。

(2) 指名停止措置状況について

＜審議概要＞

- ・契約検査課長が資料5 (P.74) に基づき説明をした。
- ・委員から質問はなかった。

(3) その他

＜審議概要＞

- ・佐野座長が各委員へ意見等があるかを確認したところ、以下のとおり意見等があった。

＜意見＞

【伊藤委員】

国の基準などあると思うが、最低制限価格の率の設定方法によってくじ引き感が出てしまうことがあるようで、少し残念に感じる。

業者が「地元だからやりたい」、「地元で近くだから安くできる」と思い本気で落札するつもりで入札しても最低制限価格の率の関係で落札できない事案がある。

最低制限価格の率の設定外の議論も必要であり、価格設定に合理的な要素を加えられればより良くなると感じた。

新しい制度がどんどん試される分野だと思うので、何か良い方法があったら、制度が更新されると良いと考える。

4 その他

- ・吉津委員から以下のとおり質問があった。
 - ①会議の傍聴に係る周知方法
 - ②報道機関の傍聴の可否
- ・市事務局：契約検査課契約管理係長が以下のとおり回答した。
 - ①市ウェブサイトへの掲載及び市政情報センターにおいて紙で公表
 - ②傍聴とは別枠になるが報道機関も傍聴することは可能
- ・伊藤委員から以下のとおり意見があった。

社会情勢を鑑み設計金額を上げるという方向性は良いが、それが下請業者まで回り切っていないという話をよく聞く。

そのような状況に対する監視体制の強化が必要である。
- ・市事務局：契約検査課契約管理係長から次回の抽出担当委員を伊藤委員としたい旨の説明があった。
- ・市事務局：契約検査課契約管理係長から、次回の開催日程について2月5日（水）を予定している旨の説明があった。

5 閉会